別表第二　核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（加工の事業の許可の申請） **第二条**　法第十三条第二項の加工の事業の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。 ［一～五　略］ 2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第七条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。 ［一～九　略］ 十　法第十三条第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書 3　［略］ 4　法第十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。 （法第十五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者） **第二条の三**　法第十五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［同上］ ［一～五　同上］ ［同上］ ［一～九　同上］ ［号を加える。］ 3　［同上］ ［項を加える。］ ［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

4　法第三条第一項の指定を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第六号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（法第五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者）

第一条の三　法第五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（変更の許可の申請）

第二条　令第五条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第五条第三号の変更の内容については、法第三条第二項第三号の製錬施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第一条の二第一項第一号に掲げる施設の区分によつて記載し、法第三条第二項第三号の製錬の方法の変更に係る場合にあつては、系統図によつて記載すること。

二　［略］

［2・3　略］

［項を加える。］

［条を加える。］

（変更の許可の申請）

第二条　［同上］

一　令第五条第三号の変更の内容については、法第三条第二項第三号の製錬施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、前条第一項第一号に掲げる施設の区分によつて記載し、法第三条第二項第三号の製錬の方法の変更に係る場合にあつては、系統図によつて記載すること。

二　［同上］

［2・3　同上］